

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日 (金) 第3403号の 8



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2

訓 令

- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 3
- 鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令 (※) (学事法制課取扱い) 3

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正 (※) (人事課取扱い) 4
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 4

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第19号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の項を削り、同表中 2 の項を 1 の項とし、 3 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 6 の項中「 7 の項から 9 の項まで」を「 6 の項から 8 の項まで」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表中 7 の項を 6 の項とし、 8 の項から 12 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 13 の項中「 14 の項」を「 13 の項」に改め、同項を同表 12 の項とし、同表中 14 の項を 13 の項とし、 15 の項から 24 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 25 の項中「 18 の項」を「 17 の項」に改め、同項を同表 24 の項とし、同表中 26 の項を 25 の項とし、 27 の項から 35 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 36 の項中「 38 の項」を「 37 の項」に改め、同項を同表 35 の項とし、同表中 37 の項を 36 の項とし、 38 の項を 37 の項とし、同表 39 の項中「 40 の項」を「 39 の項」に改め、同項を同表 38 の項とし、同表 40 の項を同表 39 の項とし、同表 41 の項中「 5 の項」を「 4 の項」に改め、同項を同表 40 の項とし、同表中 42 の項を 41 の項とし、 43 の項から 45 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 46 の項中「 5 の項」を「 4 の項」に改め、同項を同表 45 の項とし、同表 47 の項を同表 46 の項とし、同表 48 の項中「 50 の項」を「 49 の項」に改め、同項を同表 47 の項とし、同表中 49 の項を 48 の項とし、 50 の項を 49 の項とし、 51 の項を 50 の項とし、同項の次に次のように加える。

51 消防学校に勤務する職員	制帽	1 個	3 年
	略帽	1 個	2 年
	夏用制服 (半袖上)	3 着	3 年
		2 着	2 年
		1 着	1 年
夏用制服 (上下)	3 着	3 年	

	2 着	2 年
	1 着	1 年
冬用制服（上下）	1 着	3 年
外とう	1 着	4 年
活動服（上下）	3 着	3 年
	2 着	2 年
	1 着	1 年
ネクタイ	1 本	1 年
胸章	1 個	3 年
雨衣	1 着	3 年

別表52の項を削り、同表中53の項を52の項とし、54の項から57の項までを1項ずつ繰り上げ、同表58の項中「60の項、68の項及び69の項」を「59の項、67の項及び68の項」に改め、同項を同表57の項とし、同表中59の項を58の項とし、60の項を59の項とし、同表61の項中「63の項」を「62の項」に改め、同項を同表60の項とし、同表中62の項を61の項とし、63の項を62の項とし、64の項を63の項とし、同表65の項中「果樹部及び」を「果樹・花き部常緑果樹研究室及び特産果樹研究室並びに」に改め、同項を同表64の項とし、同表66の項を同表65の項とし、同表67の項中「65の項及び66の項」を「64の項及び65の項」に改め、同項を同表66の項とし、同表68の項を同表67の項とし、同表69の項中「68の項」を「67の項」に改め、同項を同表68の項とし、同表70の項中「72の項」を「71の項」に改め、同項を同表69の項とし、同表71の項中「72の項」を「71の項」に改め、同項を同表70の項とし、同表72の項を同表71の項とし、同表73の項中「74の項」を「73の項」に改め、同項を同表72の項とし、同表74の項を同表73の項とする。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の職員に対する被服類貸与規則（以下「旧規則」という。）別表52の項の規定により貸与された消防学校に勤務する職員の作業服については、改正後の職員に対する被服類貸与規則（以下「新規則」という。）別表51の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に旧規則別表65の項の規定により貸与されている貸与品については、新規則別表64の項の規定により貸与されているものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第20号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第5号中「保健福祉部健康増進課，保健福祉部生活衛生課」を「くらし保健福祉部健康増進課，くらし保健福祉部生活衛生課」に改め、同条第3項中「基づいて，」を「基づいて」に改める。

第5条第1項中「保健福祉部健康増進課」を「くらし保健福祉部健康増進課」に改め、同条第3項中「基づいて，」を「基づいて」に改める。

第13条第1項に次の1号を加える。

(4) 農業開発総合センターに勤務する職員が家畜運動用機械を用いて種雄牛に強制的に運動させるための準備作業（当該機械に種雄牛をつなぐ作業に限る。）に従事したとき。

第13条第3項中「基づいて，」を「基づいて」に改める。

第15条第1項第1号中「保健福祉部障害福祉課」を「くらし保健福祉部障害福祉課」に改め、同条第3項中「基づいて，」を「基づいて」に改める。

第51条第1項中「保健福祉部薬務課」を「くらし保健福祉部薬務課」に改める。

附 則
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 3 号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令
副知事の担当事務に関する規程（平成18年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 第 3 号ア中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

附 則
この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県訓令第 4 号

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令
（鹿児島県公印規程の一部改正）
第 1 条 鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「果 樹 部」を「茶 業 部」に、 「子ども福祉課 経営金融課 雇用労政課」を 「国民健康保険課 子ども家庭課 経営金融課」

改める。
（鹿児島県文書規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「 地域医療整備課 社会福祉課 介護福祉課 」を 「 地医整 社福 介福 」

「 国民健康保険課 社会福祉課 」を 「 国保 社福 」に、

「 子ども福祉課 生活衛生課 薬務課 」を 「 子福 生衛 薬 」

「 生活衛生課 薬務課 子ども家庭課 子育て支援課 高齢者生き生き推進課 」を 「 生衛 薬 子家 子支 高生 」に、

「 競技式典課 施設調整課 」を 「 競式 施調 」

「 全国障害者スポーツ大会課 施設調整課 競技式典課 競技力向上対策課	全障ス 施調 競式 競向	に改める。
---	-----------------------	-------

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第437号

昭和62年 4 月 1 日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「男女共同参画相談員」を「男女共同参画相談員
展示解説員」に、「文書事務補助員」を「文
書事務補助員」に、「自殺対策調整員」を「自殺対策調整員
児童相談所法務専門員」に、「児童福祉相談員」
を「児童福祉相談員
住宅宿泊事業監視指導員」に、「非常勤聴能言語訓練士」を「非常勤聴能言語訓練士
非常勤調理員」に、
「輸出水産食品検査員」を「輸出水産食品検査員
幼保連携事務専門員」に改める。

鹿児島県告示第438号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

表総務部の部展示解説員の項中「月額 138,120円以内」を「月額138,120円以内又は日額
6,910円以内」に改め、同部幼保連携事務専門員の項を削り、同表企画部の部統計調査員の項
中「7,090円」を「7,130円」に改め、同表環境林務部の部県営林管理補助員の項及び鳥獣保護
管理員の項中「5,690円」を「5,710円」に改め、同表保健福祉部の部中「保健福祉部」を「く
らし保健福祉部」に改め、同部鹿児島県地域医療研修特別顧問の項を削り、同部子ども総合療
育センター非常勤看護師の項中「7,160円」を「7,180円」に改め、同部児童生活指導員の項の
次に次のように加える。

児童相談所法務専門員	日額 15,000円以内
------------	--------------

表保健福祉部の部児童福祉相談員の項の次に次のように加える。

住宅宿泊事業監視指導員	日額 7,980円以内
-------------	-------------

表保健福祉部の部非常勤聴能言語訓練士の項の次に次のように加える。

非常勤調理員	日額 7,070円以内
--------	-------------

表保健福祉部の部輸出水産食品検査員の項の次に次のように加える。

幼保連携事務専門員	日額 7,070円以内
-----------	-------------

表教育委員会の部学習指導員の項中「3,160円」を「3,170円」に改め、同部学校医の項中
「20,800円」を「19,500円」に改め、同部学校薬剤師の項中「15,800円」を「15,500円」に改
め、同表各部・各種委員会共通の部非常勤警備員の項中「勤務1回につき7,960円以内」を

「昼間勤務1回につき5,710円以内
夜間勤務1回につき8,660円以内」に改める。